

令和元年度第1回江別市行政不服審査会  
会 議 録

日 時: 令和元年11月7日(木)

10:00~10:30

会 場: 江別市民会館36号室

出席者: 佐藤 允会長・長内 香委員・小林 資郎委員

宮沼総務課長・米山総務係長・熊澤法制係長・佐藤主任・佐賀主事

(傍聴者1名)

開 会: 10時00分

佐藤会長: ただいまから令和元年度第1回江別市行政不服審査会を開会します。

初めに、私から挨拶いたします。

( 佐 藤 会 長 挨 拶 )

佐藤会長: それでは、議事に入りまして、報告事項アの平成29年度及び平成30年度審査請求の状況についてを議題といたします。

事務局に報告を求めます。

総務課長: 平成29年度及び平成30年度審査請求の状況についてご報告しますので、資料1をご覧ください。

平成29年度及び平成30年度において、審査請求はありませんでした。

なお、今年度につきましても、今日現在、審査請求はありません。

以上でございます。

佐藤会長: 報告に対し、質疑等はありませんか。

正式な審査請求を受け付ける前の段階で相談や苦情申立等がありましたか。

また、あった場合にはどのような対応をしましたか。

法制係長: 税金の滞納処分の関係で1件相談があり、対応といたしましては、審査請求の手続方法等について説明のうえ、審査請求書のひな形をお渡ししましたが、その後の

提出はなかった案件があります。

佐藤会長：ほかに質疑等はありませんか。(なし)

以上で、本件を終結いたします。

佐藤会長：次に、報告事項イの江別市行政不服審査条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局に報告を求めます。

総務課長：江別市行政不服審査条例の一部改正についてご説明いたします。

工業標準化法の一部改正に伴い字句の整備を行ったもので、既に市議会の議決を得て改正しており、この内容につきましてご報告いたします。

資料2をご覧ください。

初めに、1改正理由であります。不正競争防止法等の一部を改正する法律により工業標準化法が一部改正され、本年7月1日より同法における標準化、いわゆるJISの対象が拡大することに伴う所要の改正を行ったものであります。

次に、2改正内容であります。不服申立制度において、審査請求人等の手数料を定める別表で引用する「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める字句の整備を行ったものであります。

工業標準化法の一部改正の概要につきましては、資料下段の参考に記載のとおり、同法における標準化の対象にデータ、サービスなどが追加され、法律の題名及び規格の名称が改められたほか、JIS制定手続の迅速化、罰則の強化などが図られたものであります。

次に、3市議会の議決であります。令和元年第2回江別市議会定例会初日の6月6日に議決を得ております。

次に、4施行期日であります。改正法の施行日であります令和元年7月1日としたものであります。

なお、新旧対照表と改正後の条例全文を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上でございます。

佐藤会長：報告に対し、質疑等はありませんか。

改正点は字句の整備だけということでしょうか。

総務課長：江別市行政不服審査条例の改正といたしましては、別表のJIS規格の名称を改めたのみであります。

佐藤会長：ほかに質疑等はありませんか。(なし)

以上で、本件を終結いたします。

佐藤会長：次に、その他についてですが、事務局からありませんか。

総務係長：事務局から、参考資料の説明をいたします。

別冊の参考資料3-1及び3-2「平成28年度行政不服審査法施行状況調査(概要)」をご覧ください。

こちらは、総務省行政管理局が平成28年度における国及び地方公共団体に対して行われた不服申立ての件数、処理状況等の実態を把握するために行った調査結果であります。

参考資料3-1が地方公共団体における状況の概要、参考資料3-2が国における状況の概要となります。

まず、地方公共団体における状況の概要をご説明いたします。参考資料3-1の4ページをご覧ください。

審査請求の分野別件数についてご説明いたします。

こちらは、平成28年度に地方公共団体に対して新規に申し立てられた行政不服審査法に基づく「審査請求」13,404件の分野を調査した結果の内訳ですが、情報公開・個人情報保護関係が3,503件で全体の26.1%を占め、次に介護保険法関係が2,024件で全体の15.1%、続いて、高齢者等の医療の確保に関する法律関係が、1,782件で全体の13.3%となっております。

続きまして、5ページをご覧ください。審査請求に対する裁決の内容についてご説明いたします。

こちらは、先ほどご説明をした、平成28年度中に地方公共団体に対して新規に申し立てられた「審査請求」13,404件のうち、同年度中に処理が終了した6,410件について、裁決の内容を調査した結果が記載されております。

6, 410件の裁決の内訳は、審査請求に理由があるとして、審査請求人の主張を認め、原処分を取消し等を行う裁決である「認容」が152件で全体の2.4%、審査請求に一部理由があるとして、審査請求人の主張の一部を認め、原処分の一部取消し等を行う裁決である「一部認容」が56件で全体の0.9%、審査請求に理由がないとして、審査請求人の主張を認めない裁決である「棄却」が4,161件で全体の64.9%、審査請求期間を超過しているなどの場合に、審査請求が不適法として退ける裁決である「却下」が2,016件で全体の31.5%、「その他」が25件で全体の0.4%となっております。その他の記載内容については説明を省略いたしますので後ほど、ご確認ください。

次に、参考資料3-2国における状況の概要について、ご説明いたします。4ページをご覧ください。

こちらは、平成28年度に国に対して新規に申し立てられた行政不服審査法に基づく、審査請求22,316件の分野を調査した結果の内訳ですが、健康保険法、厚生年金保険法、船員保険法、国民年金法等に基づく、社会保険関係が7,869件で、全体の35.3%を占め最も多く、続いて出入国管理及び難民認定法関係が5,919件で全体の26.5%、情報公開・個人情報保護関係が4,271件で全体の19.1%、となっております。

続きまして、5ページをご覧ください。審査請求に対する裁決の内容についてご説明いたします。

先ほど説明をした、平成28年度中に国に対して新規に申し立てられた「審査請求」22,316件のうち、同年度中に処理が終了した8,317件について、裁決の内容を調査した結果が記載されております。

8,317件の裁決の内容ですが、認容は427件で全体の5.1%、一部認容は36件で全体の0.4%、棄却は5,471件で全体の65.8%、却下は2,553件で全体の28.3%、その他は30件で全体の0.4%となっております。

その他の記載内容については説明を省略いたしますので、後ほどご確認ください。

い。

参考資料3-1、3-2についての説明は以上です。

次に、道内の人口10万人以上の市の審査請求の状況についてご説明いたします。

参考資料4「平成29年度及び平成30年度行政不服審査請求の状況」をご覧ください。

こちらは道内8市に聞き取り調査をした結果を参考に配布しております。

札幌市ほか道内7市の審査請求件数とその結果は記載のとおりであり、本市と人口規模の近い、小樽市は平成29年度が1件、平成30年度が1件、北見市は平成29年度が4件、平成30年度が0件となっております。

以上でございます。

佐藤会長:事務局から説明がありましたが、質疑等はありませんか。

長内委員:各市の審査請求の分野は分かりますでしょうか。

佐藤主任:審査会へ諮問・答申された案件について聞き取り調査により確認をしております。

平成29年度についてですが、札幌市は、審査会へ諮問・答申された31件のうち行政不服審査会で審査した案件11件あります。内訳は、税関係が4件、福祉関係が7件です。

函館市は、2件とも生活保護に関する案件、旭川市は、軽自動車に関する案件が1件、税の関係が1件、障がい福祉サービスの事業者の取消しに関する案件が1件、帯広市はふるさと納税に係る控除額の案件が1件、北見市は2件とも税金の滞納処分に関する案件、苫小牧市は戸籍の附票の写しの不交付決定に関する案件が1件となります。

平成30年度についてですが、札幌市は、審査会へ諮問・答申された19件のうち行政不服審査会で審査した案件が16件あります。内訳は、税関係が11件、福祉関係が3件、その他が2件です。

次に函館市は、生活保護の案件が1件、旭川市は固定資産税の案件が1件、都市計画税の案件が1件です。

以上でございます。

佐藤会長:その他について、何かありませんか。

長内委員:国及び地方公共団体における行政不服審査法施行状況調査について、いただいた資料は平成28年度の調査結果となっておりますが、それ以降の調査結果はどのようなになっていますか。

総務係長:平成28年度の調査結果が最新の情報となっておりますので、それ以降の状況についてはまだ把握できておりません。

総務課長:総務省が情報を取りまとめ、市町村へ提供されるまで日数を要するため、平成28年度の調査結果が最新の情報となっております。

小林委員:今の質問に関連してです。道内の状況について、税金の滞納処分に関する案件が見受けられましたが、江別市に相談に来て申請されなかった税金の滞納処分に関する案件は、参考資料3-1の4ページ分野別件数の内訳で言えば、その他に該当するものですか。

法制係長:審査請求を受けていればその他に該当しますが、手続の相談だけのため、その他には該当しません。

小林委員:税の滞納処分の審査請求がなされていれば、その他に分類されるということですか。

法制係長:その他に分類されます。

小林委員:国から示された資料ですが、税の関係は種類も多いと考えられるので、案件ごとに分けてもいいように思いました。

法制係長:市町村、特に当市においては、滞納処分がメインになると思います。

参考資料3-1の4ページの円グラフに情報公開・個人情報保護関係、介護保険法関係、高齢者の医療の確保に関する法律関係の3本が記載されておりますが、行政不服審査法においては、基本的には市が行った処分に対する審査請求は、市に対して行われるものとなっておりますが、法律又は条例に特別の定めがある場合は、審査請求先が異なります。

情報公開と個人情報保護に関しては、当市の条例は、行政不服審査会に諮問する手続にはなっておらず、情報公開であれば、情報公開審査会、個人情報に関するものであれば、個人情報保護審査会へ直接審査請求をする形になっています。

介護保険法に関しましては、介護保険法第183条第1項の規定によりまして、各都道府県に設置している介護保険審査会へ直接審査請求をすることになります。

また、高齢者等の医療の確保に関する法律関係につきましては、同法第128条第1項の規定によりまして、各都道府県に設置している後期高齢者医療審査会へ直接請求をすることになりますので、情報公開と個人情報保護に関しては、市が関係するのですが、介護保険法関係及び高齢者の医療の確保に関する法律関係につきましては、主に各都道府県が関係するものでありますことから、当審査会への諮問が想定されるのは主に税関係になると考えております。

小林委員:もう1点よろしいでしょうか。

参考資料3-1の5ページにある処分の仕方のうち、却下についてですが、資料には審査請求期間を超過している等の場合に、審査請求が不合法として(本案の審理をせずに)退ける裁決と記載されていますが、審査請求期間を超過している以外に具体的にどのようなことが該当しますか。

法制係長:審査請求をするための要件として、処分その他公権力の行使が審査請求の対象になります。

例えばですが、職員の電話対応が悪いというようなクレームについては、処分又は公権力の行使には当たらないため、審査請求の対象外となり、却下となります。

また、審査請求書の記載事項は法律で定められており、これらの事項の記載がない場合等は、補正命令を出すこととなりますが、審査請求人が不備を補正しない場合等も却下となります。

小林委員:却下となる場合は、事務局で対応するため、審査会に諮らないということになりますか。

法制係長:必ずしもそうとは言い切れません。

理由といたしましては、行政処分に該当するか否かが争点となる場合があります。

明らかに行政処分に該当しないと判断できるものについては、審査会を経ずに却下という判断がなされますが、審査請求の対象となる処分等に当たるかどうか争点となった場合には、審理手続のうえ、審査会において内容を判断していただく場合があります。

佐藤会長:ほかに質疑等はありませんか。(なし)

それではその他についての質疑を終結いたします。

事務局から何かございますか。

総務課長:事務局から今後の予定につきましてご説明いたします。

当審査会は、審査請求に対する市の裁決案の妥当性を審査していただくものがありますので、審査請求があり、審査が必要となった場合には、会長に委員の招集をお願いしたうえで、委員の皆様にご連絡をし、審査会の開催を調整させていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

佐藤会長:各委員から何かありませんか。

小林委員:却下という判断になれば、行政不服審査会が開会されない場合もあるということでよろしいでしょうか。

総務課長:そのとおりです。

過去の例を見ますと新たな行政不服審査法の施行前には、毎年税の滞納処分による不服申立てがありました。今後審査が必要となった場合には、審査会の開催を調整させていただきたいと思えます。

佐藤会長:各委員からほかにありませんか(なし)

以上をもちまして、令和元年度第1回江別市行政不服審査会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉 会:10時30分